

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（245））
2. 日時：平成29年7月31日 10時00分～10時55分
3. 場所：原子力規制庁 18階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員 発電管理室長代理 他11名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 運営グループ 担当

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 電気保守課 副課長

中国電力株式会社：電源事業本部 担当課長（原子力電気設計）

電源開発株式会社：設備技術室 電気・計装設備技術タスク

総括マネージャー

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「10条 誤操作の防止」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - アクセスルート上に、異なる安全系区分の設備が同じ区画に設置されているか確認し、提示すること。
 - 内部火災対策による耐火壁設置に伴い設置する防火扉の管理について、整理して提示すること。
- (2) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「11条 安全避難通路等」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 内部火災対策による耐火壁等の配置の変更に応じ、安全避難通路を確保するとして記載について、新規制基準適合に関する設計方針として再整理して提示すること。
 - バッテリー室に非常用照明があることを明示して提示すること。
- (3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況（誤操作の防止（第10条））
- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況（安全避難通路（第11条））